

広島大学ふるさと卒卒業医師に係るキャリアプラン

(制定：平成25年12月12日)

(改正：平成29年10月25日)

(改正：令和2年3月24日)

■ ふるさと卒制度の概要

卒業後に広島県内で医療に従事する強い意思のある者を選抜し奨金を貸与して、広島県内の医師不足地域での活躍を期待する。

○ 卒業後の勤務

臨床研修含め9年間(3年間の猶予)の県内勤務，うち4年間中山間地域等で勤務

・勤務対象医療機関は，中山間地域で12病院，その他県内25病院等(別表参照)

(イメージ)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
例1	臨床研修		中山間地域		その他県内			中山間地域		最初の9年で「県内9年うち中山間地域4年」を満たさなくても、12年目までに満たせば可		
例2	臨床研修		その他県内	中山間地域		その他県内		中山間地域				

※ 知事指定診療科(病理診断科，産婦人科)選択者は，中山間地域指定医療機関での勤務の代わりに，指定診療科での勤務が求められる。この場合において中山間地域での勤務もありうる。

ただし，産婦人科は，分娩を取り扱う診療科(分娩取扱病院)での勤務に限るものとし，具体的な勤務先及び期間の詳細等は，別に定める産婦人科の標準的なキャリアプランによるものとする。

○ ふるさと卒医師への期待と配慮

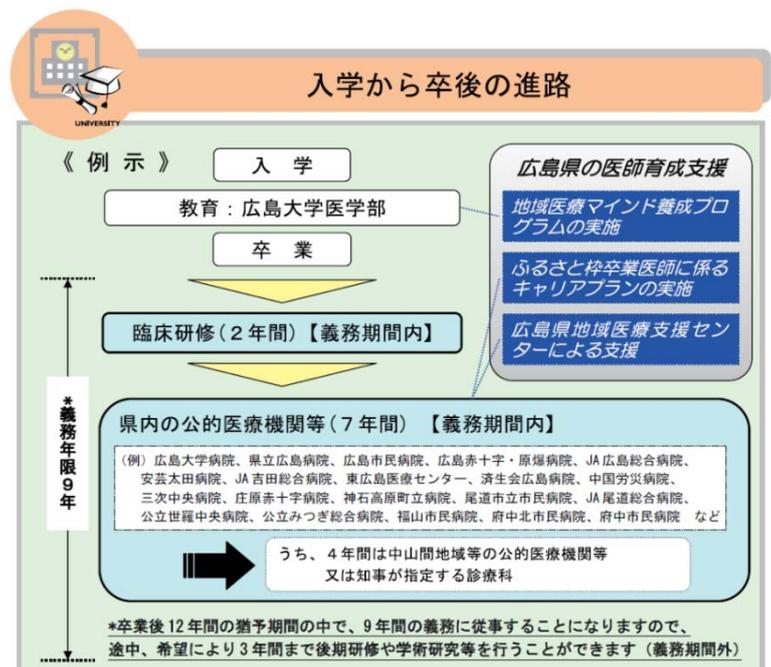
ふるさと卒医師には，県内の中山間地域などの医師不足改善への貢献が期待されるとともに，医師としてのキャリアへの配慮も必要であり，県内医療の向上への貢献も期待される。

○ ふるさと卒医師の配置調整の留意事項

- ・実効性のある配置のための純増配置への配慮
- ・新専門医制度にも配慮したキャリア支援
- ・県内各地域の実情に応じた医局関連病院以外の医療機関配置への配慮

(ふるさと卒入試用

パンフレットより抜粋)



広島大学ふるさと卒卒業医師が、卒後研修の実を挙げ、また義務年限終了後も、永く本県の医療に貢献することを期待し、医師の育成・配置については、次のとおり取り扱う。

1 広島大学ふるさと卒卒業医師の所属

(1) 広島県地域医療支援センター（以下「センター」）に、学生時代から登録することとし、センターは医師として充実したキャリアを積めるようサポートする。

※ 「登録」とは、センターが作成する名簿に掲載することであり、センターとふるさと卒卒業医師との間で雇用契約を締結するものではない。

(2) 広島大学ふるさと卒卒業医師が所期の目的を果たすために、初期臨床研修修了時までに、ふるさと卒卒業医師は次のコースのいずれかを選択することとする。

A 広島大学病院各診療科等所属コース（以下「広大コース」）

※ 広大コースには、「中山間地サブコース」と「知事指定診療科サブコース」が存在する。

診療科	設置コース
知事指定診療科を選択した者	知事指定診療科サブコース
その他の診療科を選択した者	中山間地サブコース

※ これらのコースの選択者は、必ず広島大学病院の当該診療科に所属するものとする。

※ ここでいう診療科とは一部を除きいわゆる医局と同義、また所属とはいわゆる入局と同義である。

※ 義務年限途中で所属診療科の変更は、原則として認めない。

※ なお、卒業後の育成指導をより効果的なものとするため、ふるさと卒医学生に対して、大学卒業時までに将来所属する広島大学病院診療科を検討し、可能であれば決定しておくことを推奨する。

B 地域専攻コース「個別の診療科への所属を希望しない者」

※ 地域専攻コースには「中山間地サブコース」のみ存在する。

※ キャリアプランの作成は地域医療システム学講座（以下「システム学」）及びセンターが行い、中山間地域の医療機関等とのローテーションに入る。

2 知事指定診療科の決定プロセス

知事指定診療科とは、広島県内において医師不足が特に著しく、医師確保の必要性が高いと県知事によって判断された診療科のことである。

※ 学生に対しては、上記1の「知事指定診療科サブコース」を選択した場合であっても、所属する診療科の人事によって中山間地において勤務することが有り得る事を事前に十分に説明する。

(1) 広島大学医学科会議において協議した後、「知事指定診療科」の候補となる診療科を県に提案する。

※ 県に提案された診療科は、医師不足に関する客観的な根拠および当該診療科医師不足地域への対応法などを記した表明書を作成し県に提出する。

(2) 広島大学から「知事指定診療科」の候補の提案を受けた県は、県の政策課題・必要診療科も踏まえて、原則として3診療科以内の「知事指定診療科」を決定し、一定期間を経て見直す。

3 広島大学ふるさと卒卒業医師の中山間地域における配置ガイドライン

(1) 純増配置の実現

ふるさと卒卒業医師には、県内の中山間地域などの医師不足改善への貢献が期待されていることから、可能な限り純増配置を目指す。

(2) 配置先中山間地病院の分類

ふるさと卒卒業医師の配置先中山間地病院を便宜上、中堅病院と中小病院に分類する。(別表参照)

(3) 中山間地域中小病院での勤務

初期研修後の義務期間7年間のうち4年間で中山間地勤務となるが、そのうち「中小病院」には原則2年、少なくとも1年以上は常勤として全員が勤務する。ただし、「広大コース」の「知事指定診療科サブコース」選択者はこの限りではない。

- ※ 中山間地域勤務の4年間については、総合医(総合診療医・一般内科医・一般外科医)としての配置を原則とするが、中山間地の医療機関からの要望がある場合には専門科医として配置する。
- ※ 専門科医としての配置については、指導体制等を考慮するとともに、例外的対応の事情が他の関係者にも理解されるよう配慮する。また、専攻医を総合医として配置する場合には、指導体制がない中で専門科業務が行われないう要請する。
- ※ 専門科医として配置されている場合においても、日当直などの時間外対応には、専門分野外の診療に積極的に関与することを求める。
- ※ 中山間地の医療機関からの医師派遣要請は毎年変動することが予測されるため、事前協議を経た後に、中堅病院4年あるいは中小病院4年といった配置となる可能性もある。
- ※ 中堅病院勤務時に、中小病院・診療所での勤務機会を提供するよう努める。具体的には配置先中堅病院から中小病院(診療所)への定期的(週1日など)な応援派遣機会の提供を検討する。
- ※ 中小病院勤務時に、専門科医としての研修機会を提供するよう努める。具体的には中山間中小病院での勤務について、他病院での専門分野の定期的(週1日など)な研修も可能とする。

4 各診療科における標準的なキャリアプランの作成

ふるさと卒卒業医師の受入れが可能な診療科は、上記の中山間地域における配置ガイドラインに沿った「義務履行期間の7年間を含んだ標準的なキャリアプラン」を作成し、システム学へ提出する。また、当該キャリアプランはふるさと卒医学生に提示するものとする。なお、医師の配置調整の際には、可能な限り当該キャリアプランを尊重することとする。

- ※ 「広大コース」の「中山間地サブコース」選択者が、医師配置調整の対象となるのは、義務履行期間7年間のうち、中山間地の医療機関(つまり中堅病院あるいは中小病院)に配置される4年間であり、その他の県内公的医療機関(つまり中山間地ではない医療機関)に勤務する3年間は原則として各診療科の人事に従う。
- ※ 「広大コース」の「知事指定診療科サブコース」選択者であっても、政策的見地から配置に関する協議を要する場合もある。
- ※ 当該キャリアプランの変更には、システム学及びセンターの確認を必要とする。

〔27 診療科が診療科毎にキャリアプランを作成。(別紙に総合診療科の標準的キャリアプランを例示)〕

5 その他留意事項

(1) ふるさと卒卒業医師の配置先の決定

各診療科の配置素案を踏まえて、広島県、広島大学代表者、市町代表者、センター等により構成される「広島県医療対策協議会」にて検討、決定される。また、配置後の業務内容に関しては、本人、大学病院の各診療科長と配置先病院長の合意を得ることとし、院内で表示する医師の診療科についても合意に基づいて決定する。

なお、中山間地の医療機関におけるふるさと卒卒業医師の勤務に関してはセンターの調整により年度毎に決定されるため、各診療科は後任者の配置について医療機関に対して保証しないものとする。

(2) ふるさと卒卒業医師は初期臨床研修を県内で行うこととし、広島大学病院を中心としたプログラムを選択することが推奨される。

※ 初期臨床研修時には、地域医療等が多く研修できるプログラムが望ましい。

(3) ふるさと卒卒業医師が所属できる広島大学病院の診療科は、専門医育成プログラムを有する27診療科とする。

(4) 広島大学病院各診療科が新たに所属させることができる「ふるさと卒卒業医師」の数に制限はしないが、著しい偏在が生じないよう配慮する。

(5) ふるさと卒卒業医師の受入れが可能な広島大学病院の診療科は、ふるさと卒担当者を設置し関係する事項の連絡調整にあたる。

ふるさと卒卒業医師等の配置対象となる知事指定医療機関

別表

中山間地域等指定医療機関			左記以外の指定医療機関	
中堅病院	安芸高田市 尾道市 三次市 庄原市	J A 吉田総合病院 みつぎ総合病院 三次中央病院 庄原赤十字病院	広島市	広島市民病院, 広島赤十字病院, 舟入市民病院, 広島大学病院, 県立広島病院, 広島市総合リハ病院, 安佐市民病院, 安芸市民病院
			坂町 大竹市 廿日市市 呉市	済生会広島病院 広島西医療センター J A 広島総合病院 中国労災病院, 呉医療センター, 済生会呉病院
中小病院	安芸太田町 呉市 世羅町 府中市 " " " " 神石高原町 庄原市	安芸太田病院 下蒲刈病院 世羅中央病院 湯が丘病院 府中市民病院 府中北市民病院 神石高原町立病院 西城市民病院	東広島市	東広島医療センター, 賀茂精神医療センター, 県立安芸津病院, 障害者リハセンター, わかば療育園
			三原市 尾道市 福山市	三原赤十字病院 尾道市立市民病院, J A 尾道総合病院 福山医療センター, 福山市民病院, 県立福山若草園
計	12 医療機関 (10 市町)		25 医療機関 (9 市町)	
	37 医療機関			

このほか、中山間地域の公立公的診療所も配置対象指定済

(※医療圏順)

【例】広島大学病院・中山間地サブコース（①）「総合診療科」標準的キャリアプラン

卒後年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
勤務先等	初期臨床研修 (県内指定機関)		大学病院	中山間地の中堅病院・内科勤務	中山間地の中小病院・内科勤務	大学病院 社会人大学院入学(希望者) 内科専門医試験	中山間地の中堅病院・内科勤務	中山間地の中小病院・内科勤務 総合診療専門医試験(希望者)	関連病院(指定機関)・内科勤務	【必要従事期間終了】		